

崇城大学 科目等履修生 出願要項

1) 出願資格

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
- (3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業認定試験に合格した者（大学入学資格検定規程（昭和 26 年文部省令第 13 号）による大学入学資格検定に合格した者を含む）
- (7) その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2) 事前相談について

出願の前に、出願資格や開講予定情報についてご確認されたい場合は、期限内にメールにてご相談ください。窓口や電話でのご相談では受付できません。

※事前相談では、その時点での予定情報を回答します。履修許可および入学許可をお約束するものではありません。

※事前相談は必須ではありません。

<事前相談連絡先（メール）>

崇城大学 教務課 科目等履修生担当宛

E-mail : kyomu@ofc.sojo-u.ac.jp

※件名に「令和 8 年度科目等履修生事前相談」と入力の上、所定事前相談様式をメールに添付して送信してください。

3) 出願の流れ

期限内に必要書類を郵送または持参により、下記提出先へご提出ください。事前相談と異なり、メールやデータでのご提出では受理できません。

<提出書類>

1. 志願書

- ・所定様式にて作成してください。
- ・所定サイズの写真を貼ってください。

2. 卒業証明書

- ・本学を卒業し、期間をあけずに入学する方は提出不要です。
- ・最終学歴のものを提出してください。
- ・出願期日より1年以内に発行されたものを提出ください。

3. 検定料払込証明書

- ・検定料30,000円を支払った証明書（ATM利用明細等、検定料を指定の振込先に支払ったことが分かるもの）を紙媒体で提出してください。
- ・振込手数料は、出願者の負担となります。

<検定料振込先>

銀行名 ゆうちょ銀行

(記号・番号) 01970-5-51086

(店番・預金種別・口座番号) 一九九店 当座 0051086

名義 崇城大学

ソウジ ヨウダ ハガク

<提出先>

崇城大学 教務課

〒860-0082 熊本市西区池田4丁目22番1号

※封筒に「科目等履修生出願書類」と記載ください。

4) 選考方法

書類選考

5) 合格通知

入学を許可された方には、「入学許可書」等を郵送します。

※出願締切日から合格通知までには1か月程要します。

※途中経過をお伝えすることはできません。

6) 留意事項

- ・出願書類に不備がある場合、受理できないことがあります。
- ・出願書類を受理した後は、書類の返却はできません。
- ・電話やメール等による出願書類到着確認の問い合わせには一切応じません。到着確認を行いたい場合は、郵便追跡サービス（書留速達郵送時に郵便局で発行される受領証に記載されている「お問い合わせ番号」が必要です。）をご利用ください。
- ・カリキュラム編成等の都合により、各授業科目の開講有無、実施学期、曜日時限、教室その他の内容は変更になることがあります。
- ・開講予定科目の記載に関わらず、履修人数を制限する科目については、通常の学生の履修希望者が多い場合、履修できないことがあります。
- ・出願後の履修科目の変更等は原則として認めません。
- ・通常の学生の履修者がおらず非開講となった科目は、履修許可を取り消します。
- ・入学有無を問わず、検定料・入学金・授業料の返還はいたしません。
- ・資格取得を目的とする場合、必ずご自身で履修すべき科目等を確認した上で出願を行ってください。
※教育職員免許状の取得を目的として履修を希望する場合、教員免許状の授与権者は各都道府県の教育委員会ですので、出身大学が発行した「学力に関する証明書」により、各都道府県の教育委員会において、教育職員免許状取得に必要な科目及び単位数を必ず確認してください。その上で、本学で履修できる授業科目を確認し、科目等履修生として出願してください。
- ・「博物館実習」「教育実習」を履修することができる者は、本学を卒業・修了した方に限ります。
- ・「学芸員資格単位修得証明書」を発行することができる者は、本学の芸術学部を卒業した方に限ります。
- ・入学後、提出書類等に虚偽が発見された場合には、入学許可を取り消すことがあります。
- ・入学を許可された方には、本学内での病気や怪我に備え、「健康診断書」を提出していただきます。健康診断受診料は、入学を許可された方の負担となります。本学を卒業し、期間をあけずに入学する方で、本学実施の健康診断を受診した方は、証明書発行機から「健康診断証明書」を発行および提出していただきます。
- ・科目等履修生の在学期間は、原則として1年です。年度を跨いで継続する場合は、改めて志願書を提出していただく必要があります。